

議 長 受付番号第3号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇ください。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。受付番号第3号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、誰一人取り残さないための施策について。

要旨。松田町第6次総合計画に取り入れているSDGsは「誰一人取り残さない」を理念としていますが、この視点から次のことを伺います。

(1) 公職選挙において誰もが投票しやすい改善策は。①投票の困難な有権者に対して、移動式投票所や、投票所まで送迎する体制づくりのお考えは。②期日前投票の際に、投票所で記入する宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷し、事前に記入できるようにするお考えは。

(2) 地球温暖化により、近年頻発している豪雨災害や、今後発生が危惧されている首都圏直下型地震などの大規模災害に備え、町民一人ひとりが災害時に何をするかを事前にシミュレーションするマイタイムラインの作成についてのお考えは。以上です。よろしく願いいたします。

町 長 それでは南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

選挙において誰もが投票しやすいようにするための改善策として、1点目の移動式投票所や投票所までの送迎する体制づくりについてでございますが、まず現在の対応といたしましては、投票が困難となっている方については、度合いにもよりますが、1つには郵便投票による投票、これは障害者手帳を交付されている方や、要介護認定後の方で、事前登録されている方が対象となります。現在は対象者はおられますが、登録されてる方はいらっしゃいません。また、投票には行きたいが足腰が痛くてという身体的に困難な方については、現行制度の中では期日前投票を利用され、御自分の御都合で投票していただく方法となっております。

そこで、さらに選挙人の利便性を図るために、移動式投票所、投票についてですが、期日前投票では可能かと思えます。近隣では、箱根町がこの方法で投票を行い、一定程度効果があるというふうに報告をもらっている半面、これまで投票していた方がより近くになって利用したということというふうに聞いており、特出して投票率自体が上がったということにはつながっていないというお

話を聞いております。しかし、高齢化が進むことは周知のとおりでありますので、新たな対策を講じなければ投票率にも影響すると予測しております。本町においても、移動式投票など、投票方法や場所について、また当日投票における投票所までの送迎に関しまして、選挙管理委員会にてこれらの導入を含め他市町の動向とその検証を参考に、新たな対策として検討していただくように我々としても働きをかけていきます。

次に2つ目の質問でございますが、まず期日前投票における宣誓書の記載義務につきましては、公職選挙法に規定されておりました、「選挙人は選挙の当日にみずから投票所に行き、投票しなければならない」と定められています。つまり、投票日当日に投票することが原則であります。しかしながら投票人の都合もあることから、期日前投票はその例外として認められております。

期日前投票をする場合は、宣誓書によって申し立てをしなければならないと規定もされております。期日前投票での宣誓書の記載方法までは、法令によって規定されておられませんので、各市町村選挙管理委員会での方法は決めるというところであります。議員御質問の、投票入場券の裏面に記載による宣誓も、一つの方法ではあります。神奈川県内、33市町村で23市町村で、既に入場券の裏面記載の宣誓書が活用されております。本町の現在使用している選挙システムでも対応可能でありますので、次回選挙において裏面記載に対応できるよう、選挙管理委員会に働きかけてまいります。

なお、期日前投票所の場所で、これまでどおり記載していただく方法もございますので、選挙人の方にどちらでも対応できるようにしていくとともに、選挙所でお待たせをしないよう、その利便性の向上及び、ペーパーレス化によるCO₂削減にも取り組んでまいります。

次に、2点目の質問にお答えさせていただきます。マイタイムラインの制作についてでございます。タイムラインとは、台風や大雨の災害等、起こり得る災害に対して、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせて、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列的に整理した、自分自身の防災行動計画のことです。事前にどう行動するかを考えていくことで、災害時に素早く避難することができ、自分や家族の命を守ることにつながります。

災害には、台風等による風災害、大規模地震における家屋倒壊等の被害、河川の氾濫等も想定した中で、それぞれ個々にタイムラインの対応が必要になります。今年度の事業といたしまして、洪水ハザードマップを作成中で、来年2月末をめどに全世帯へ配布し、あわせて町民説明会を実施してまいります。ハザードマップの町民向け説明会を通して、マイタイムラインの作成について、個人向け、また自治会向けに説明をしていきたいと考えております。そのためには、まず実施に向けて自治会を中心として、自治会員とともに作成ができれば相互の情報共有もできますので、今後自治会と調整を行ってまいります。

マイタイムラインの作成により、町民一人ひとりがみずからの命を守り、地域で相互に助け合い、安心して暮らすことができ、SDGsの理念にもある「誰一人取り残さない」を念頭に、笑顔あふれる幸せのまち松田を目指してまいります。以上でございます。

7 番 南 雲 ことしの参議院選挙では、24年ぶりに5割を切り、戦後2番目の低い投票率となりました。投票率を上げることは大変大事なことで考えます。町民の方から、父が車椅子生活になってしまったけど投票できる方法はないかしらと相談を受けました。また、籠場の高齢者向け町営住宅に引っ越され、投票所が町民文化センターで遠くて投票に行かれないというお声がありました。投票の権利があるのに執行できない方に対し、考え、対応していかなくてはならないことだと思いました。運転免許証返納者や、高齢者がふえていく中、指定された投票所への移動が困難な方がふえていくことが予想されます。

国としても多くの自治体が抱えるこの問題に対して、投票所までの移動支援に対しては、国政選挙では全額、地方選では2分の1の特別交付税で措置しています。島根県の浜田市では、期日前の移動投票所をさまざまな問題課題をクリアして全国で初めて取り入れ、4年ぶりに選挙に来た方の喜びの声もありました。箱根町では、29年9月24日の町議会議員選挙から、移動期日前投票所が開設されました。

この移動投票所について、箱根町に伺ってお話をお聞きしましたが、幾つかの問題点が浮上されています。投票する場所が、選挙人名簿を管理しているサーバーと接続がされていない。また二重投票を避けるため、携帯電話で選挙人

名簿の確認をしなくてはならない。悪天候のときの対応や、日没後の照明、夏場・冬場の冷暖房の設置等です。しかし、移動投票所は町民に大変喜ばれているそうです。何かお話を聞くと、箱根地区は片道1,500円かけて投票所まで行かなくてはならないって、また仙石原も1,000円もかかってしまうということで、経済的負担もすごいことになるので、大変喜んでいただいているそうなんです。そういう状況を鑑みると、移動投票所よりは…ごめんなさい。送迎の体制をとられたほうがスムーズには行くという実感をいたしました。

それです、公職選挙の過去の投票率と、期日前の投票率を伺います。

参事兼総務課長

今、御質問の、選挙の種類ごとの投票率でよろしいでしょうか。期日前投票率とあわせて御報告させていただきます。まず、お話出ました参議院議員選挙のですね、令和元年7月21日に行われました参議院選挙につきましては、投票率が52.74%、そのうちですね、期日前投票に係る部分が15.43%でございました。その前の衆議院議員選挙におきましては、平成29年10月22日に行われておりますけれども、全体の投票率が58.15…あ、失礼しました。58.30。期日前につきましては21.94という投票率でございます。

それからですね、ことしの県知事・県議選におきましては、平成31年4月7日に行われておりますが、42.98%。うちですね、期日前投票につきましては8.59%というような投票率でございます。町長選にありましては、平成29年9月10日ということで、60.04%の投票率に対しまして、期日前投票が12.16%でございました。

各選挙ともですね、これを過去の執行年月日別にグラフにあらわしてみますとですね、やはり期日前投票というのは右肩上がりに上がってきているのが現状でございます。以上です。

7 番 南 雲

期日前投票はやはり皆さん、以前衆議院のときに台風が来られたということで、非常に今回、今伺っても期日前投票のパーセントが上がってるわけなんですけども、やはり御高齢になった方が、やっぱり自分の御健康とか、そうですね、体の状況とかそういったものが心配で、期日前に行きたいという方とか、台風とか気候の関係とかで、やはりとても期日前をやる、投票するという事はすごく大事なことだと思います。

それで、青森県の田子町では、平成28年の参議院選挙から、車椅子も一緒に乗車できる介護タクシーで送迎を始めました。松田町ではもうこちらで、もし移動の…ごめんなさい。ちょっと間違えました。移動式の介護タクシーや、タクシーを使ったような投票の方法は考えられているかどうかをお伺いいたします。

参事兼総務課長 現状ですと、今のところその期日前投票、また当日投票を含めまして、送迎用の対応は考えてございませんが、やはり先ほど議員おっしゃられるように、やはり高齢化に伴う、投票しになかなか来られないというところで、そのための期日前投票期間を設けてですね、できるような形をとってるわけですが、それでも、それさえもやはり来れなくなるというようなところの対応をやはり考えていかないと、投票率というのが上がってこないのかなという部分も一つはあると思っておりますので、この辺につきましては今後選挙管理委員会のほうに諮りまして、対応を協議して、させていただければというふうに思っております。以上です。

7 番 南 雲 青森県の田子町で、28年の参議院選挙から、車椅子も一緒に乗車できる介護タクシーで送迎を始めました。松田町で私が町民の方からちょっと御相談も受けて、車椅子で本当に御本人は投票したいという思いがあるということなので、介護タクシー、先ほど私が申しましたように、国費、国政選挙でしたら国費全額ということで、また地方選ですと半分が出るということで、町民に寄り添う気持ちがあるということで、そのような形をとることもすばらしい施策だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

参事兼総務課長 御指摘のとおり、総務省のほうからですね、投票環境の向上に向けた取り組みということで通達はいただいております。その中で、今、議員おっしゃられた特交措置につきましては、特にその支援的なところがなかったものですから、これについては町単独で行わなきゃならないというようなところで理解しておりましたけれども、その点含めましてですね、財源確保できるのであれば、送迎についても十分対応可能かなというように思いますので、先ほど申しましたとおり、いずれ選挙管理委員会のほうに諮りまして、協議させていただければと思います。

7 番 南 雲 もしそういうことが可能になった場合、移動支援が平成28年から実施された自治体が215団体ありましたが、何か周知がなかなかうまくいかなくて、二宮町もことしの参議院選から移動支援を開始したんですが、やはり周知がうまくいかなかったということで、実施もしされる場合に対して、周知の方法としてどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

参事兼総務課長 実際にですね、この取り組みでその事業を始めるということになれば、当然知らせないといけない話なんですけど、やはり今考えられるのは、やはり自治会を通して回覧をしてですね、こういった制度で今後やっていきますというような取り組みをしっかりとお伝えすることを含めてですね、いろんな町広報紙ですとかホームページとか、そういったところでお知らせをしていくような形になろうかというふうに思っております。

7 番 南 雲 すいません、まだ決まってもないことをお聞きして。それでは宣誓書のほうに入らせていただきますが、何かとても前向きな御答弁いただきましたので、ぜひそのその宣誓書のほうも、決まったらやはり同じような方法で周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目のほうに入らせていただきます。マイタイムラインなんですけども、九州の北部で8月28日、また福岡・佐賀・長崎各県に大雨特別警報を発表し、佐賀県武雄市、福岡県八女市では死亡者が出るなど甚大な被害を受けました。町長の奥様の御自宅もということで伺っておりますが。これを始めとして2カ月間の間に台風15号、19号、さらには21号に伴う記録的な豪雨が重なり、各地の被害は深刻化しました。松田町でも被災された方が出てしまいました。改めて、お亡くなりになられた方の御冥福を心からお祈りし、被災された方にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

頻発する大規模災害で、国の防災・減災の方針は大きく転換しています。中央防災会議の作業部会が昨年末、行政が一人ひとりを助けることはできないとして、行政の限界を明確にし、国民に、みずからの命はみずからが守るという意識を呼びかけました。自助・共助の取り組みを公助が支援するところに、防災意識社会が構築されるとしています。220人余りが犠牲となった昨年の西日

本豪雨では、愛媛県大洲市の三善地区のように、住民がみずからの判断で早期に自主避難をし、全員が助かった地域がありました。また、東日本大震災でも、過去の津波被害の教訓に基づき、子供たちが地域の高齢者たちの手をとって高台に率先避難した、岩手県釜石市の小・中学生の姿が話題となりました。

こうした事例に共通するのは、自助・共助が地域に根づいていることだと言われています。このように、地域に根づかせていかななくてはならない自助が、マイタイムラインの作成に当たります。マイタイムラインを準備しておくことは非常に重要と言われています。人間は、準備している以上の行動はできにくいと言われているからです。そこで、マイタイムラインの作成のツールとなる事項を順次質問させていただきます。

ことしの7月3日に鹿児島市が、市全域の59万人にレベル4の避難指示を出しましたところ、土砂災害の可能性がない平野や、マンションの上層階に住む人まで避難し、避難所に収容しきれなくなっていました。緊急時に自治体がリスクを細かく知らせることは難しいため、平時からこういう情報を住民に周知していくことが大事だと言われています。また、避難所についてですが、昨年公明党で防災・減災のアンケートを行いました。町民の方が、一時避難場所と避難所と広域避難場所の違いが、ほとんどの方が理解されていませんでした。避難先が必ずしも避難所である必要はありません。避難生活を送るための避難と、緊急的に難を逃れるための避難を誤解している方が多いと感じました。こういったことを鑑みまして、もっとわかりやすい表現で伝えていかななくてはならないかと感じました。先ほどの避難指示の受けとめ方とか等を町民に説明する機会が必要だと考えますが、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

参事兼総務課長

御質問にお答えさせていただきます。まず避難所の関係ですけれども、一時避難場所、広域避難場所、避難所というところの区分けがございます。これが周知されて、住民、町民のほうの方に周知がされてないというような部分があるということでございます。一時避難場所については、火災等、地震等ですね、のときにですね、一時的に周りの地区の住民の方々が集まって、顔を見せ合って集まっていたくような場所を、一時避難場所というような位置づけでございます。広域避難場所については、そこから被害が拡大するような、火災延焼

で被害が拡大する場合には、一時避難場所からその広域避難場所に移動していただくというところで、基本的にはグラウンド、小・中学校、幼稚園のグラウンドが主な広域避難場所になってございます。最終的にはですね、長期化する、家に戻ることができないような場合には、最終的には避難所として地域集会施設が指定されているわけですが、そこが避難所として、ちょっと長期になるような形のところでの避難をしていただく、支援をするというような状態がでございます。

これはわかりやすい表現でというような部分も含めまして、今現在は電信柱などにですね、広域避難場所についてはどこどこですというような表示をさせていただいている部分もでございますけれども、今回洪水ハザードマップをつくる中で、土砂災害の情報も一緒にその中に取り込むような形をしてですね、危険箇所が一目わかるようなものにしたというふうに思っております。ただ、今回マイタイムラインの部分まではですね、取り込むことはちょっとできませんでしたので、これについてはハザードマップ作成後に、そのマイタイムラインについては検討させていただきたいというふうに思ってますし、少なくともその洪水ハザードマップを作成するに当たって、来年2月に全世帯に配布するとともにですね、あわせて松田、寄、それぞれ事情が、災害の事情が違いますので、それぞれの説明をさせていただくというところを、今考えているところでございますので、その中で今、議員おっしゃられたわかりやすい表現、表示、この辺もですね、あわせて説明させていただくようにしたいと思います。以上でございます。

7 番 南 雲 ぜひ説明は丁寧にしていただくと、町民の方も御理解した上での行動がとれると思いますので、よろしく願いいたします。

今、ハザードマップが来年の2月にでき上がって、土砂災害も洪水もということ載せていただけるということで、とてもこれは有効なハザードマップができ上がるというふうに考えますが、マイタイムライン作成に当たっては、ハザードマップでどの場所が浸水しやすいとか、土砂災害が起りやすいかを事前に確認しておく必要があります。今、全戸に配布されているということで、前回井上議員のときに伺いましたが、転入者に対しては配布はどうされている

のか伺います。

参事兼総務課長　　今御指摘いただきました転入者に対する、今言った洪水ハザードマップの配布ということによろしいのでしょうか。それにつきましてはですね、現在そういうその配布するところまでは転入者のほうには、ちょっとすいません、できておりません。基本的に来られた方で、自治会のほうでですね、加入される方であれば、その中で配布はされると思うんですが、たしか窓口のほうでハザードマップは配布していなかったというふうに記憶しておりますので、これについてはちょっと対応を考えたいというふうに思っております。

7 番 南 雲　　ぜひ、やはり全部の御自宅に届くということが大前提だと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

そうですね。8月1日号の「広報まつだ」に、防災情報の発信方法が新しくなりましたという防災ニュースが掲載されましたが、この防災ニュースに関しても、わかりやすい説明が必要かと思うんですけれども、この説明は、またハザードマップのできたときに御説明するときとかの機会と一緒に説明するような方向はいかがでしょうか。

参事兼総務課長　　8月の広報紙で載せさせていただいた、その災害の危険レベルの関係で1から5段階のところだと思いますけども、これについては今回の洪水ハザードマップのほうに掲載予定でございます。それについても当然説明をさせていただくような段取りをとっておりますので、よろしく願いいたします。

7 番 南 雲　　マイタイムラインは、実際に避難する町民一人ひとりの自分の生活環境や家族構成を考慮した上で作成することから、いつ誰とどこへ逃げるかなど、より現実的な避難行動がとれるとともに、作成過程で家族で話し合うことが防災意識の高まりにもつながり、このプロセスが大事とされています。これから作成に向けて、ハザードマップができてからというお話ですけれども、できる限り早い作成を希望するんですけれども、いつごろと言ってもちょっと難しいかと思うんですけれども、ハザードマップができて1年後ぐらいにはでき上がるかということと、あとその後に町民の方にどの程度浸透できるかということと、どのようにお考えになっているかを伺います。

参事兼総務課長　　そのマイタイムラインの作成とですね、住民への周知ということですが、今

回の洪水ハザードマップの中に取り入れられればよかったんですが、いろんな手法が、やり方はあると思いますので、職員が手作業でやることもできるような様式もごございますので、その辺を活用していくかということであれば、その洪水ハザードマップに合わせることも可能かと思えますけれども、やはり先ほど言いましたように、いつ誰とどこへどういうふうに逃げるんだとか、しっかりとわかっていめせんと、やはり生かせない部分もごございますので、やっぱりその辺はしっかり検討した中ではすね、よいものをやっぱり作成していくべきだと思っておりますので、ちょっとお時間いただくと思いますが、洪水ハザードマップ後にちょっと時間、まだ期間まではちょっと申し上げられませんが、その作成後にすね、取りかかっていたいというふうに思っておりますし、それについてはやはり今度の洪水ハザードマップをもって、町民への説明会を行いますけれども、やはり事あるごとにすね、やはり自治会のほうの中にも入って行って説明をしていかなきゃいけない部分もごございますので、そういった機会を使いながら今言ったマイタイムラインの作成についても御理解をいただくような説明ができるように取り組んでいきたいというふうに思います。

7 番 南 雲 そうすね、そういう機会あるごとにお話ししていただければ、大変ありがたいと思います。今回の台風19号で、松田町に17時5分と17時15分に、17時5分には土砂災害警戒情報で、17時15分には避難勧告が発令されたんですけれども、もうあたりが暗くなってからの避難勧告で、家にとどまった方がとても不安な一夜を過ごしたということでお聞きしました。マイタイムラインで、このような状況のときは避難所へ行かず垂直避難と決めてあれば、そこまで不安になることはなかったのではないかと思ったんですね。ぜひこのマイタイムラインの策定を進めていっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりにさせていただきます。

議 長 以上で受付番号第3号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後1時30分から再開いたします。 (11時56分)